



文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

計画概要



地元以外の撮影チームがマカオで撮影することを奨励または誘致し、地元の映画・テレビ企業が地元以外の映画・テレビ作品の撮影に参加する機会を増やすことで、地元の専門家の知識と経験を高め、地元の人々の雇用機会を創出します。一方、マカオのイメージの宣伝を強化し、マカオの国際的な評判を高め、文化創造と観光の結びつきを促進します。



申し込み期間

第1回:2025年2月28日午前9時~3月31日午後12時

第2回:2025年4月1日午前0時~6月30日午後12時

第3回:2025年7月1日午前0時~8月31日午後12時

第4回:2025年9月1日午前0時~11月28日午後5時30分

*予算(3,000万マカオパタカ)がなくなった場合、募集は早期終了となります。



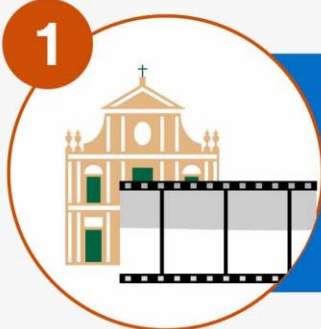
文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

助成対象

1



以下の上映時間を満たす映画およびテレビ作品（アニメーション作品を除く）は、マカオで撮影・ロケが行われたものであり、同一シーズンの異なるエピソードは1回のみ申請可能です：

	映画の持続時間	マカオのロケ地が現れる時間
 ドラマ（一式）	≥225分	≥10分
 映画	≥80分	≥2分
 バラエティ番組（単話）/ ドキュメンタリー映画（単話）	≥30分	≥5分
 ミュージック ビデオ（MV）	≥3分	≥1分
 広告ムービー	≥30秒	≥10秒

2



地元以外の映画・テレビプロジェクト、すなわち地元以外の撮影チームが率いるプロジェクトで、マカオで撮影するもの（地元以外のチームはマカオに来て、マカオでの撮影に参加しなければならない）。

2

詳しくは定款を参照してください



文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

資金調達の条件



撮影に関して:

- 申請プロジェクトにおいて、申請書提出確認日以前にマカオでの撮影が**開始されていないこと**。
- 申請プロジェクトのマカオでの撮影は**3日以上**であること。
- **公開放送**は資金提供期間内に完了するものとし、公開版とマカオ映像の放送時間は、対応する指定時間制限の要件を満たさなければならない。

一般向け上映



ドラマ、映画、バラエティ
番組/ドキュメンタリー

- ・映画チェーン配給/上映
- ・テレビ放送
- ・映画ビデオサイト配給/上映
- ・映画展での上映

★ウィーメディア・プラットフォームにおける自らによる配信は含まれていません



ミュージックビデオ(
MV)、広告ムービー

オンライン配信メディア
・インターネットサイト
・テレビ

オフライン放送メディア
・デパート/街頭ビジョン
・移動手段テレビ

配信・放送期間は連続5日間以上



文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

申請者の資格と資金受領者

申請者は、マカオを拠点とする「非ローカル映画・テレビプロジェクト」の制作組織（マカオでの撮影の作業手配や予算執行の調整を行う責任者）であり、以下の条件を満たすこと



マカオ特別行政区の住民である自然人営利企業のオーナー

或いは



マカオ特別行政区で合法的に設立された法人営利企業のオーナーであること

+



映画・テレビ制作に関連する事業であること
(事業登録情報または事業税申告書が対象)

資金の種類



助成金

・助成金の上限は、申請プロジェクトのマカオでの撮影予算の30%~40%で、プロジェクトの審査成績に関係する

映画・テレビ作品の種類	助成金の上限(MOP)
テレビシリーズ、映画、バラエティ番組／ドキュメンタリー	2,000,000
ミュージック・ビデオ(MV)、広告フィルム	500,000

*実際の助成額は、実際の支出に応じて調整される

助成期間



36カ月

資金枠



上限は設けず、各ラウンドの申請期間に応じて具体的な助成案件を審査する

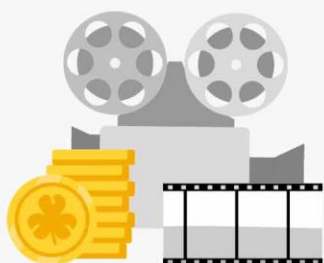


文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

資金支出の範囲



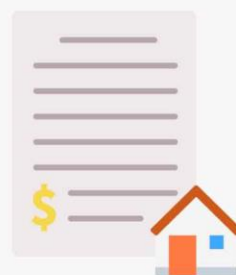
制作費

(マカオの民間企業／マカオ居住のサプライヤーが提供する映画・テレビ制作(マカオでの撮影、出演、舞台裏制作)のサービスまたは製品に由来する費用に限る。)



旅費および交通費

(エコノミークラス以外の座席の差額は申請者の負担となります。)



会場、事務所、その他の不動産の賃貸料

(マカオの現地撮影会場や仮設スタジオなど、非経常的な費用のみ)



機材等の動産レンタル費



宿泊費

(一般客室・標準客室)

*申請者が提供するサービスや製品の費用は、予算支出に含まれないものとする。

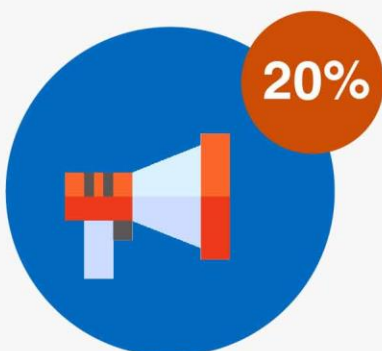


文化開発ファンド



2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

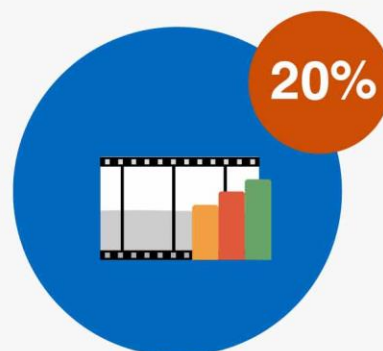
審査基準



プロジェクトがマカオのイメージに与える宣伝効果



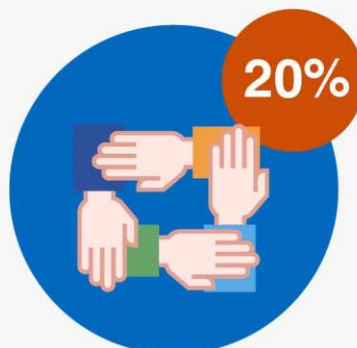
映画・テレビ作品の制作規模と放送チャンネルの受容性



地元映画・テレビ業界の参加



予算の合理性



申請者の管理レベル、実施チームとその他の主要チームの専門性と技術力、関連する過去の経験

*非地元撮影チームが外国（特に「一帯一路」イニシアティブの国・地域、ポルトガル語圏の国・地域）の法律に基づいて設立された団体である場合、申請プロジェクトに10点を上限に追加加点することができる。

*一方、申請者の過去3年間の実行・返済実績、プロジェクト審査委員会・信託委員会の活動・意見等を考慮する必要がある。

問い合わせ方法



2850 1000



dgaf@fdc.gov.mo



www.fdc.gov.mo

2025年映画・テレビ「マカオ撮影」基金助成計画

1 支援の目的

文化発展基金は、「文化発展基金による助成金交付に関する規定」の規定に従い、地元以外の映画制作チームによるマカオでのロケを奨励または誘致するため、この支援プログラムを設立しました。このプログラムは、地元の映画会社が地元以外の映画やテレビ作品の制作に参加する機会を増やすことで、地元の専門家の知識や経験を高め、地元住民の雇用機会を増やすことを目的としています。また、マカオのイメージを促進し、マカオ特別行政区の国際的知名度を高め、文化的創造性と観光の融合を推進することも目的としています。

2 応募期間

- 2.1 申請期間は**4ラウンドに分かれている**。各ラウンド終了後、基金はその期間に提出されたプロジェクト申請書の統一審査を行う。各ラウンドの助成件数に制限はない。ただし、この支援プログラムの予算が枯渇した場合は、募集期間を早期に終了し、その旨を当基金のウェブサイトでお知らせします。募集期間は以下の通り：

第1回	2025年2月28日午前9時～3月31日午後12時
第2回	2025年4月1日午前0時～6月30日午後12時
第3回	2025年7月1日午前0時～8月31日午後12時
第4回	2025年9月1日午前0時～11月28日午後5時30分

3 支援範囲

- 3.1 以下の上映時間を満たす映画およびテレビ作品（アニメーション作品を除く）は、マカオで撮影・ロケが行われたものであり、同一シーズンの異なるエピソードは**1回のみ申請可能**です：
- 3.1.1 テレビシリーズ（一式）で、上映時間は225分以上、マカオでの撮影時間は10分以上。

- 3.1.2 上映時間 80 分以上、マカオ映像 2 分以上の映画。
 - 3.1.3 バラエティ番組（単発）／ドキュメンタリー番組（単発）で、放送時間が 30 分以上、マカオの映像が 5 分以上のもの。複数のエピソードを持つプロジェクトの場合、各単発エピソードは 30 分以上、マカオ映像は 5 分以上の条件を満たさなければならない。
 - 3.1.4 ミュージック・ビデオ（MV）の場合、上映時間は 3 分以上、マカオの映像は 1 分以上。
 - 3.1.5 広告フィルムで、上映時間が 30 秒以上、マカオの映像が 10 秒以上のもの。
- 3.2 地元以外の映画・テレビプロジェクト、すなわち地元以外の撮影チームが率いるプロジェクトで、マカオで撮影するもの（地元以外のチームはマカオに来て、マカオでの撮影に参加しなければならない）。

4 支援要件

4.1 撮影に関して：

- 4.1.1 申請プロジェクトにおいて、申請書提出確認日以前にマカオでの撮影が開始されていないこと。
- 4.1.2 申請プロジェクトのマカオでの撮影は**3 日以上**であること。
- 4.1.3 助成期間内に**公開放送**されるもので、公開放送される期間およびマカオで撮影されるシーンが第 3.1 条に定める**最低条件**を満たしていること。
 - 4.1.3.1 テレビドラマ、映画、バラエティ番組、ドキュメンタリーの場合、公共放送とは、劇場公開、テレビ放送、動画プラットフォームでのオンライン配信、映画祭での上映を含む一般上映を指し、個人のソーシャルメディアプラットフォームでの自己配信は除く。

- 4.1.3.2 ミュージック・ビデオ(MV)やCMについては、インターネット・サイトなどのオンライン・メディア、テレビ放送、ショッピングモールや屋外テレビなどのオフライン・メディア、車載テレビ放送などでの公開を指し、連続放送期間は5日以上とする。

5 申請資格と支援対象者

- 5.1 申請者は、マカオを拠点とする「非ローカル映画・テレビプロジェクト」の制作組織（マカオでの撮影の作業手配や予算執行の調整を行う責任者）であり、以下の条件を満たすこと：
- 5.1.1 申請者が自然人事業主の場合、マカオ特別行政区の居住者であり、事業が税務上金融サービス局に登録されていること。
- 5.1.2 申請者が法人事業主の場合、マカオ特別行政区の法律に基づいて設立され、税務上、金融局に登録されていなければならない。
- 5.1.3 事業内容が映画・テレビ制作に関連するものであること（第12.1.2条の商業登録情報または第12.1.3条の事業税申告書により証明される）。

6 支援の種類

- 6.1 補助金。

7 総予算、助成件数、限度額

- 7.1 本支援プログラムの総予算：3,000万マカオパタカ
- 7.2 助成件数：上限なし。申請は各ラウンドで審査される。ただし、最終的に承認されるプロジェクトの数は、本支援プログラムの総予算に従う。
- 7.3 補助金：助成金の上限は、審査評価に応じて、マカオでの撮影

・撮影のための予算支出額（すなわち、第8.1条と第8.2条の合計額）の30%～40%とし、以下の上限を超えないものとする：

映画・テレビ作品の種類	助成金の上限 (MOP)
テレビシリーズ、映画、バラエティ番組／ドキュメンタリー	2,000,000
ミュージック・ビデオ（MV）、広告フィルム	500,000

- 7.4 実際の助成額は、マカオでの撮影・撮影業務に係る実際の支出額に基づいて調整される（詳細は、第9条の支援調整についてを参照）。

8 対象経費と対象外経費

- 8.1 資金提供の対象となり、予算に含まれる支出は、資金提供期間中のプロジェクトに関連するもので、以下を含む：

8.1.1 制作費（マカオに拠点を置く民間企業／マカオ居住者のサプライヤー）：マカオを拠点とする民間企業またはマカオ居住者が映画製作（マカオでの撮影、出演、ポストプロダクション）のために提供したサービスまたは製品から得た費用に限定。これには、クルー（プロデューサー、監督、制作スタッフ、俳優、撮影監督、照明クルー、美術・衣装クルー、メイク・ヘアスタイルクルー、音響クルーなど）、小道具・セット装飾、衣装、ポストプロダクション費用（音響編集、フィルム編集、カラーグレーディング、CG効果、作曲など）が含まれる。

8.1.2 旅費、宿泊費、物流費：マカオを往復する製作チームメンバーのエコノミークラスの旅費に限る（通常、出発地または目的地はマカオでなければならない。エコノミークラス以外の旅費については、同じ旅程のエコノミークラス参考価格（例：公式ウェブサイトに掲載されている同時刻の同じ便のエコノミークラス価格）を提示できる場合、エコノミークラス価格を上限として資金を使用す

ることができ、差額は申請者の負担となる）。マカオでの現地交通費、機材運搬費も含まれます。また、マカオでの現地交通費、機材運搬費も含まれます。

8.1.3 **会場費、事務所費、不動産賃貸費**：マカオの現地撮影会場の賃貸料や、プロジェクトの撮影活動から生じる一時的なスタジオスペースの賃貸料などの**非恒久的な費用**に限定される。転貸が含まれる場合は、法的書類の提出が必要。

8.1.4 **機材および動産レンタル費**：マカオでの撮影時に使用する機材（カメラ、照明機材、音響機材、発電機、トラックなど）のレンタル費用に限る。

8.1.5 **宿泊費（一般/標準客室）**：撮影、演出、及び裏方の制作に直接関与するスタッフが、本地域でホテル業の認可を受けた施設に宿泊する費用（一般/標準客室）。

8.2 予算に含まれない支出：

8.2.1 **製作費（マカオ以外の民間団体／マカオ以外の居住者のサプライヤー）**：マカオを拠点としない民間団体またはマカオ以外の居住者がマカオでの映画製作のために提供したサービスまたは製品から得た料金。

8.2.2 **宿泊費（一般/標準客室以外）**：撮影、演出、及び裏方の制作に直接関与するスタッフが、本地域でホテル業の認可を受けた施設に宿泊する費用（一般/標準客室以外）。

8.2.3 **保険支出**：マカオでの撮影活動に関連する保険料。

8.2.4 **その他の支出**：ケータリング費用、機材の購入または修理費用、マカオでの撮影活動に関連する合意された手続きを実施するための費用に限る。

8.3 第8.1条および第8.2条に記載された支出は、マカオでの撮影および撮影作業に関する予算の範囲内とみなされる。その他の費用および申請者が提供するサービスや製品の料金は、予算の範囲内とはみなされません。

9 支援調整

- 9.1 マカオでの撮影・撮影業務にかかる**実際の支出**が、申請書に記載された**予算支出**を下回った場合、支援額は計算式に基づいて**比例的に調整**されます[(予算支出額-実際の支出額) / 予算支出額]。

10 資金提供期間

- 10.1 資金提供期間は**36ヶ月**。助成期間は、申請者がオンラインで提出書類を確認した翌日から、または、基金と被助成者との交渉により、契約書に署名した翌月の1日から開始することができます。
- 10.2 助成対象者は、助成期間内に助成プロジェクトを完了しなければならない。
- 10.3 基金運営委員会は、被助成者が適切な理由を添えて申請すれば、当初の助成期間の半分を超えない範囲で、1回または複数回の助成期間の延長を承認することができる。

11 保証

- 11.1 申請者が**法人事業主**である場合、**主要株主は、資金供与が取り消された場合**、または**実際の支出が予算額を下回った場合に**、被助成者が資金を返済または返還することを保証する信用保証を提供しなければならない。
- 11.2 被申請人は、受領した資金額と同額の**約束手形と債務証明書**を発行し、その場で署名した保証人を立てなければならない。

12 申請

- 12.1 申請者は、マカオ公共サービス・ワンストップ・アカウント（以下「ワンストップ・アカウント」という）を利用して文化發展基金のオンライン申請システムにログインし、**申請書に必要事項を記入の上、以下の書類をアップロードする**：

- 12.1.1 申請者の法定代理人の身分証明書（香港またはマカオの居住者身分証明書の場合、表と裏の両方を提出すること）。
- 12.1.2 事業登録証明書（該当する場合）
- 12.1.3 金融局発行の事業税申告書（M/1フォーム）または開業届出書のコピー。
- 12.1.4 申請者がマカオ特別行政区に対して税金、関税、その他の支払い義務がないことを金融サービス局が証明するもの。
- 12.1.5 申請者の直近の事業税評価書（M/8）。
- 12.1.6 社会保障基金への拠出を証明する書類、または拠出義務がない旨の申告書。
- 12.1.7 申請者の過去2年間の損益計算書（基金が提供するフォーマットに従って記入することができる）。
- 12.1.8 申請者が署名した、地元以外の制作チームからの協力同意書または承認書（同意書または承認書には、申請者がマカオでの撮影手配および予算執行の調整に責任を持つことが示されていない）。
- 12.1.9 シノプシス（あらすじ）など、映画／テレビ作品の内容紹介。
- 12.1.10 プロジェクトの詳細な計画（マカオでの撮影予定、マカオでの撮影場所やシーン、タイムスケジュール、放送チャンネル、申請者の詳細な責任を含む）。
- 12.1.11 プロジェクトの資金予算（当基金が要求するフォーマットに従って記入することを推奨します。）
- 12.1.12 申請者および現地以外の制作チームの映画・テレビ制作経験（参加した作品の記録、上映・配給実績、チーム紹介、受賞歴など）。
- 12.1.13 協力同意書、支出見積書、第19.5条の関連当事者取引申告書類（該当する場合）など、申請に役立つその他の書

類。

12.2 申請者は、記入したデータおよびアップロードした書類が正確で間違いがないことを確認しなければならない。一度確認され、オンラインで提出された申請書の内容を変更することはできません。

12.3 申請書の作成言語は:中国語、ポルトガル語、英語のいずれかとする。

12.4 申請書は、以下の規定および注意事項を遵守してください：

12.4.1 申請者は、第12.1.2条の事業者登録証明書及び第12.1.4条の無借金証明書の確認を基金が補助することにオンラインで同意し、これらの書類の提出を免除することができる。

12.4.2 基金は、申請者に対し、申請書類の原本の提示、説明、その他申請書類の作成に不可欠なファイル、報告書、資料の提出を求めることができる。

12.4.3 基金から別段の通知がない限り、提出された書類やデータの変更は認められません。

12.4.4 申請者は、資金を得るために虚偽の陳述をしたり、虚偽のデータを提供したり、違法な手段を用いてはならない。

12.4.5 申請の取り下げを希望する場合、申請者は直ちに書面で基金に通知しなければならない。申請は直ちに取下げられたものとみなされる。

12.4.6 本プログラムのために基金が受領した書類はすべて返却しない。

13 予備分析

13.1 基金は申請書類の予備分析を行います。以下のいずれかに該当する場合、基金は申請を却下し、審査プロセスには進みません：

13.1.1 プロジェクトが基金の目的に合致していない。

- 13.1.2 第1条に定める支援の目的のプロジェクトである。
 - 13.1.3 第3条に定める支援範囲外のプロジェクトである。
 - 13.1.4 第4条に定める支援要件を満たしていない。
 - 13.1.5 第5条に定める申請資格と支援対象者の基準を満たしていない場合。
 - 13.1.6 申請書類が第12条の申請規定に適合しないとき。
 - 13.1.7 申請者が、基金が支援する他のプロジェクトからの資金を延滞、未払い、または未返還である場合。
 - 13.1.8 申請者が当基金の資金受領拒否リストに掲載されている場合。
 - 13.1.9 プロジェクトが、マカオの公的部門または団体が発表した他の支援プログラムの対象になっている。
 - 13.1.10 申請者が同じプロジェクトに重複して申請している。
 - 13.1.11 映画・テレビ作品が、地域におけるポルノ及びわいせつ物の販売、展示、博覧会に関する措置を定めた法律第10/78/M号(7月8日)に基づきポルノに分類されている、または他地域でポルノに分類されている。
 - 13.1.12 わいせつ、暴力、わいせつ、ポルノ、賭博、低俗な表現、他人の権利の侵害、その他不適切な内容を含むもの。
 - 13.1.13 国家の安全を脅かし、公序良俗に反する内容を含むもの。
 - 13.1.14 マカオ特別行政区政府および文化発展基金のイメージや名誉を損なう内容である。
 - 13.1.15 マカオ特別行政区のイメージに悪影響を与えるもの。
 - 13.1.16 申請者が指定された期間内に必要書類を提出しなかった場合、または提出された書類が要件を満たしていないが、第13.2条の適用には影響しない場合。
- 13.2 **第12.1.1条から第12.1.8条**に記載された書類が不足している、または要件を満たしていない場合、基金は申請者に対し、**5日**

以内に関連書類を提出するよう求めることができる。

- 13.3 申請が却下されない場合、基金運営委員会は申請書類を活動・プロジェクト審査委員会に回付し、審査を行う。

14 審査と助成の決定

- 14.1 活動・プロジェクト審査委員会の委員は、審査対象となるプロジェクトの性質に基づき、運営委員会委員長が招聘する。審査委員は、映画界、学术界、実業界等の有識者から選出し、その人数は**3名から7名**とする。
- 14.2 活動・プロジェクト審査委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。各会議の記録には、審査結果および審議された重要事項を詳述しなければならない。
- 14.3 申請者の代理人は審査会議に出席し、プロジェクトを紹介し、審査委員からの質問に答えなければならない。申請者が正当な理由なく出席しない場合は、提出された書類に基づいて審査が進められます。そうでない場合、申請は取り下げられたものとみなされます。
- 14.4 活動・プロジェクト審査委員会は、以下の基準に基づいて申請書を採点する：
- 14.4.1 プロジェクトがマカオのイメージに与える宣伝効果（20％）。
 - 14.4.2 映画・テレビ作品の制作規模と放送チャンネルの受容性（20％）。
 - 14.4.3 地元映画・テレビ業界の参加（20％）。
 - 14.4.4 予算の合理性（20％）。
 - 14.4.5 申請者の管理レベル、実施チームとその他の主要チームの専門性と技術力、関連する過去の経験（20％）。
- 14.5 非地元撮影チームが外国（特に「一帯一路」イニシアティブの国・地域、ポルトガル語圏の国・地域）の法律に基づいて設立された団体である場合、申請プロジェクトに**10点**を上限に追加

加点することができる。

14.6 60 点以上を合格とする。

14.7 後述する意見・記録を考慮した上で、資金提供機関は申請書に基づいて決定する：

14.7.1 活動・事業審査委員会の意見。

14.7.2 信託委員会の意見（該当する場合）。

14.7.3 申請者の過去3年間の資金提供活動・プロジェクトの実施・返済実績（書面による警告、基金による資金提供中止の記録を含む）。

14.8 基金運営委員会は、独自の見解に基づき、または活動・事業審査委員会もしくは信託委員会の意見を受け、申請者に対し、一定期間内に事業内容の調整を求めることができる。

14.9 助成金の金額は、申請プロジェクトの**予算規模**および取得した**審査スコア**に関連しています。

14.10 基金管理委員会は、次の状況において特に助成金の交付を決定しない場合があります：

14.10.1 申請プロジェクトが審査に合格しなかった場合。

14.10.2 申請者が第14.8条の規定に違反した場合。

14.10.3 この助成金プログラムの予算が枯渇した場合。

14.10.4 申請プロジェクトが第13.1条に記載されている状況に該当することが後に判明した場合。

15 契約

15.1 基金および助成対象者は、助成金の決定内容を含む契約書に署名する必要があります。

15.2 **契約未署名の結果：**助成対象者が**基金が指定した日付、時間、場所で契約書に署名しない場合**（通常は契約署名通知から 30 日以内）、**助成金は無効となります。**天災などの不可抗力または

基金管理委員会が助成対象者に起因しない理由と確認した場合を除きます。

16 プロジェクト内容の変更

16.1 プロジェクトの変更がその核心から外れない場合（撮影技術の変更、脚本内容（「あらすじ」の変更を除く）、または非主要チームメンバーの変更など）、助成対象者は必要に応じて柔軟に調整し、その変更内容を提出された報告書で説明できます。

16.2 プロジェクトに次のような変更がある場合、助成対象者は**事前承認**の申請を基金に**提出する**必要があります：

16.2.1 マカオでの撮影場所やシーンを計画の50%以上削減または変更する場合。

16.2.2 計画された放送チャンネルを削減または変更する場合。

16.2.3 あらすじを変更する場合。

16.2.4 映画/テレビ制作の名称を変更する場合。

16.2.5 元々の株主、管理メンバー、または元々予定されていた監督およびプロデューサーを追加、削減、または変更する場合。

16.2.6 申請書に記載された主要チームメンバーの50%以上を削減または変更する場合。

16.2.7 プロジェクトの核心内容に関わるその他の変更。

16.3 基金は、映画/テレビ制作の種類変更の申請を受け付けません。

17 進捗報告書、要約報告書、合意された手続き報告書の提出

17.1 助成対象者は、契約書に署名した日から **60 日以内**に、プロジェクトの認定公認会計士、会計事務所、または会計サービス提供者を選定し、**業務契約書**を提出する必要があります。

17.2 助成対象者は、以下の報告書を期限内に、基金が指定するフォ

ーマットで提出する必要があります：

17.2.1 助成対象者は、**12ヶ月ごとにプロジェクトの進捗報告書を提出しなければなりません**。報告書は翌月の最終日までに提出してください。

17.2.2 プロジェクト完了後**30日以内に要約報告書を提出し、90日以内に「合意された手続き報告書」**を提出する必要があります。この報告書は、助成対象者が雇った公認会計士、会計事務所、または会計サービス提供者によって作成され、プロジェクトの収支および財務状況についての合意された手続きが実施されます。関連する費用は助成対象者の責任となります。

17.2.2.1 助成金額が**100万マカオパタカ以上**のプロジェクトでは、要約報告書および合意された手続き報告書を公共資産監督管理局の「**助成活動またはプロジェクトの要約報告書提出システム**」を通じて電子的に提出する必要があります。

17.2.2.2 助成金額が**100万マカオパタカ未満**のプロジェクトでは、要約報告書および合意された手続き報告書を指定されたフォーマットで**提出する**必要があります。

17.3 第 17.1 条に記載された業務契約書および第 17.2.2 条に記載された合意された手続き報告書は、公共資産監督管理局が発行した「**助成活動またはプロジェクトの検証ガイドライン**」 No. 001/GPSAP/AF/2023 の関連規定に準拠しなければなりません。

17.4 **報告書のためのサポート文書**：進捗報告書および要約報告書を提出する際、助成対象者はプロジェクトの実行に関するサポート文書を添付しなければなりません。これには以下が含まれますが、これに限定されません：

証明書類
– マカオで撮影に関わった制作チームメンバーの完全なり

スト。

- 撮影期間中の作業写真（6枚以上、各写真には期間と撮影場所を記載）。
- 公開上映情報および販売チャネルの証明（オンライン販売プラットフォームや動画サイトのスクリーンショットを含む）。
- 上映効果の証明（興行収入データ；オンラインプラットフォームやサイトの場合、クリック率を提供）。
- メディア報道
- 撮影期間中の3分間のメイキングビデオ。
- 完成したオーディオビジュアルファイル。

17.5 **報告書提出延長の申請**：助成対象者が第 17.2 条で指定された期限内に報告書を提出できない場合（不可抗力または助成対象者に起因しないその他の理由）、助成対象者はその関連事実が発生してから **7 営業日以内**に基金に通知しなければなりません。

17.6 その場合、基金管理委員会の承認を得て、報告書提出期限は原因の消失から **30 日以内**に延長されます。ただし、以下の規定に影響を与えることはありません。

17.7 例外的な理由が有効である場合、基金管理委員会は第 17.2 条に記載された期限を一度、**90 日を超えない範囲**で延長することを承認する場合があります。

17.8 基金が提出された文書が不明確または不完全であると判断した場合、助成対象者は基金が指定した期間内に補足文書を提出する必要があります。文書が提出されない場合、または提出された文書が依然として要件を満たさない場合、申請は現在提出された文書に基づいて終了され、その場合でも遅延提出に関する結果の適用には影響しません。不可抗力またはその他の理由で助成対象者に起因しない場合を除きます。申請終了の条件が満たされていない場合、基金は助成金を取り消すことがあります。

18 支出の確認

18.1 **確認の目的および義務**：助成対象者が助成活動およびプロジェクトのために実際に支出した金額が、本規定で定められた適格支出の範囲内であることを確認するために、**支出は基金によって確認されなければなりません。**

18.2 **確認方法**：助成対象者が**提出する合意された手続き報告書**によって、払い戻しベースで確認が行われます。助成対象者は、助成金プロジェクトに関連するすべての元の領収書および証憑を少なくとも5年間保管し、基金が必要に応じて検査できるようにします。

18.3 **文書の要件**：

18.3.1 **企業または機関への支出について**：支出に関連する証憑、例えば企業または機関が発行した請求書や領収書は、両当事者の名前やタイトル、製品やサービスの名称、発行日、証憑番号、金額、販売者の連絡先情報（住所、電話番号、メールアドレス）を含む必要があります。物件が賃貸されている場合、請求書または領収書には物件の住所も記載されている必要があります。

18.3.2 **個人への支出**：個人が発行した領収書などの関連支出証憑（両当事者の名前またはタイトル、製品またはサービスの名称、発行日、証憑番号、金額、販売者の連絡先情報（住所、電話番号、メールアドレス））または専門サービスのためのM/7形式の税務証憑（顧客と発行者の名前またはタイトル、サービスの名称、発行者の税識別番号、発行日、証憑番号、職業税規則の付表に基づく事業内容および金額）も必要です。

18.3.3 **文書に関するその他の規定**：

18.3.3.1 支出額に割引が含まれている場合、実際の支払額を指定しなければなりません。

18.3.3.2 **100,000 マカオパタカ**以上の助成金を利用した取引の場合、証憑は支払済みの請求書または

領収書でなければならない、助成対象者は支払い証明書（小切手のコピー、振込記録、オンライン決済ツールの取引記録など）を提出しなければならない。支払いが現金で行われた場合、アイテムまたはサービス提供過程の写真などのサポート文書を提出する必要があります。- 支出が中国本土の企業に支払われた場合、地元の統一された形式の正式な請求書も提出しなければならない。

18.3.3.3 - 取引にマカオパタカ以外の通貨が使用される場合、助成対象者は通貨名と為替レートを指定しなければならない。

18.3.3.4 - 証憑のデータが不完全である場合、助成対象者は書面で説明を提供し、関連文書に署名し署名日を記載しなければならない。

18.3.3.5 - 証憑に修正が必要な場合、サービス提供者は事実に基づいて訂正し、変更箇所にスタンプを押さなければならない。

18.3.3.6 - 取引が第 19 条に記載された関連当事者取引を含む場合、助成対象者は証憑にこれを記載し、関連当事者の連絡先情報を提供しなければならない。

19 関連当事者取引

19.1 本規定における「関連当事者」とは、申請者または助成対象者と以下のような関連関係を持つ当事者を指します：

申請者/助成対象者が自然人事業主である場合、その関連当事者には以下が含まれます：	申請者/助成金受領者が法人事業主である場合、その関係者には以下が含まれます。
1. 申請者/助成対象者の配偶	1. 申請者/受給者の支配的株主

者、子供、親、兄弟姉妹、配偶者の親、配偶者の兄弟姉妹、または実質的な婚姻関係にある者。 2. 申請者/助成対象者（自然人）が所有する商業企業。 3. 申請者/助成対象者が支配的株主である会社¹、またはその管理機関のメンバーが所有する会社。 4. 上記の1点で言及された者によって保有されるいかなる商業企業（自然人）。 5. 上記の1点で言及された者が支配的株主であるか、または行政管理機関のメンバーによって所有される企業。	（自然人および法人株主、特に親会社を含む）および行政管理機関のメンバー、ならびにその配偶者、子供、親、兄弟姉妹、配偶者の親、配偶者の兄弟姉妹、そして事実上の婚姻関係にある者； 2. 申請者または受給者が支配的株主である企業、特にその子会社も関連当事者に該当する。 3. 上記の1点で言及された者によって保有されるいかなる商業企業（自然人）。 4. 上記の1点で言及された者が支配的株主または行政管理機関のメンバーである場合、その会社は申請中または資金を受けている会社の関連当事者である。
---	---

19.2 申請者/受給者が関連当事者取引を行う場合、その取引が公正かつ合理的であることを確保し、特に取引価格が市場の合理的な価格から逸脱しないようにしなければならない。

19.3 申請者が以下に記載された関連当事者取引を行う予定である、または既に行った場合、または受給者がプロジェクト期間中に行った場合、申請者/受給者はその取引を申請書類または概要報告書に記載しなければならない。以下の規定が適用されることを妨げることはない。

¹「支配株主」とは、単独で会社の資本の過半数を所有する自然人または法人、または他の支配株主とともに会社の資本の過半数を所有する企業、または準企業契約で結ばれた他の株主とともに資本の過半数を所有する企業、または議決権の半分以上を有する者、または行政管理機関のメンバーの過半数を選出する権限を有する者を指します。

19.3.1 **資金が使用されるかどうかにかかわらず、申請者/受給者が同一の関連当事者と取引を行い、その取引の累積額が100,000 マカオパタカ以上に達する、または達した場合。**

19.4 上記 19.3.1 条に記載された状況で、**100,000 マカオパタカ以上**の資金額が関わる場合、申請者/受給者は、少なくとも2つの非関連供給者（すなわち、19.1 条で言及された関連当事者に属さない供給者）から見積もりを事前に取得したことを証明し、以下の規定を遵守しなければならない。

19.4.1 見積書には、供給者が他の参加供給者と提携しておらず、事前に価格に関して共謀していないことを証明する声明が含まれていなければならない。

19.4.2 基金は**最も低い見積もり価格**を支出確認の上限として使用する。

19.4.3 申請者/受給者が関連見積書を提出しない場合、その関連支出は資金を使用して支払うことができない。ただし、以下の規定は適用される。

19.4.4 関連当事者が提供する商品またはサービスに対して**独占的権利**を有している場合、見積もりは不要だが、独占的権利の証明書を提出しなければならない（著名な独占権者の場合、証明は不要）。

19.5 **関連当事者取引の申告内容には以下が含まれるべきである：**

19.5.1 関連当事者の名前またはタイトルおよび連絡先情報。

19.5.2 関連当事者と申請者/受給者との関係。

19.5.3 関連当事者取引の内容、取引予定日または実際の日付、目的、および金額。

19.5.4 関連当事者取引の根拠、例えば：取引価格が市場の合理的な価格よりも有利である、技術的または専門的な能力に基づいて関連当事者が取引の実行に適している、関連当事者が提供する商品またはサービスに対して独占的権利を有している。

19.5.5 関連当事者取引が合理的であることを示す証拠または書類。

19.6 19.5.5 条の目的のために、受給者は 19.4 条で言及された見積書を取引価格が合理的であることの証明として使用できる。

19.7 申請段階で宣言された関連当事者取引のデータに変更がある場合、受給者は概要報告書で更新されたデータおよび書類を提供しなければならない。

19.8 申請者/受給者が関連当事者取引に関する規定に違反した場合、基金運営委員会は関連当事者取引に関する支出の確認を拒否することができる。重大な場合、案件の段階に応じて、基金運営委員会は資金申請を却下する、資金を交付しない、または資金を取り消すことができる。

20 資金の支払い

20.1 資金は以下の割合で支給されます。特に指定がない限り：

分割払い	第一回分 (契約署名後)	最終分割払い (概要報告書の受理後)
支給される資金の割合	80%	20%

20.2 受給者が基金の他の助成プログラムで規定された義務に違反した場合、基金はその義務が履行されるまで資金の支給を一時停止することができます。

21 受給者の義務

21.1 受給者は以下の義務を履行しなければなりません：

21.1.1 正確な情報を提供し、真実を述べること。

21.1.2 助成決定で指定された目的のために資金を使用すること。

- 21.1.3 資金提供された活動やプロジェクトを慎重かつ合理的に計画し、組織すること。
- 21.1.4 関連当事者取引が公正かつ合理的であることを確保し、特に取引価格が合理的な市場価格から逸脱しないようにすること。
- 21.1.5 第17条に記載された報告書および支援書類を期限内に提出すること。
- 21.1.6 基金の資金使用の監視を受け入れ、協力すること。これには、関連する収入および支出の確認および財務状況の検証が含まれます。
- 21.1.7 第23.3.1条に従い、資金を返還すること。
- 21.1.8 指定された目的に使用されていない未使用の資金を返還すること。
- 21.1.9 資金提供されたプロジェクトに関するすべての元の領収書および証明書を少なくとも5年間保持すること。
- 21.1.10 受給者名義でマカオに専用の銀行口座（マカオパタカで）を開設し、資金を預けること。受給者は、プロジェクトの収入および自己資金をこの口座に預け入れることができ、未使用の資金は専用口座に残すようにしなければなりません。受給者が未使用の資金を運営目的で別の口座に転送する必要がある場合は、関連する証拠を提供しなければなりません。
- 21.1.11 プロジェクト、研修、またはプロモーション活動の監視に積極的に協力し、基金がテキスト、写真、ビデオなどの形式でプロジェクトの進行を記録する権利があることに同意すること。
- 21.1.12 映画/テレビ制作および関連するプロモーション活動、プレスリリース、プロモーション資料で「マカオ特別行政区政府文化発展基金」または「資金提供機関：マカオ特別行政区政府文化発展基金からの支援」を認識すること。基金から要求があれば、特定の文言、グラフィック、ロ

ゴを含めること。

21.1.13 契約書に署名後、プロジェクトの基本データおよび成果を基金のウェブサイトやその他の公開書類でプロモーション目的で公開することに同意すること。

21.1.14 基金が公開機関やその他の機関からまたは公開機関やその他の機関に対して、プロジェクトに関連するデータを提供または取得することを許可すること。これにより第21.2条で言及された状況を確認します。

21.1.15 プロジェクトの内容および実施プロセスが法的要件を遵守していることを確保し、プロジェクトの成果がマカオ特別行政区のイメージに悪影響を与えないようにすること。プロジェクトの実施プロセスは合法でなければならず、ツール、措置、方法、情報の取得を含みます。プロジェクトには不適切、暴力的、猥褻、ポルノ、ギャングブル関連、卑俗な言語、または第三者の権利を侵害するコンテンツが含まれてはならない。

21.1.16 国家安全保障を危険にさらす活動、公序良俗に反する活動を控えること。

21.1.17 マカオ特別行政区政府および文化發展基金のイメージと評判を損なう行動を避けること。

21.1.18 基金と締結した契約で規定された条件を遵守すること。

21.1.19 基金および公共資産監督管理局が発行した監視目的のガイドラインに従うこと。

21.1.20 18/2022号行政規則「マカオ特別行政区の公共資金システム」、5/2023号社会文化問題事務局令「文化發展基金による助成金付与規則」、その他適用される法律および規則、および本規則を遵守すること。

21.2 本規則に基づく助成プロジェクトは、マカオ特別行政区の他の公共機関や団体から財政的支援を受けることはできません。

22 活動またはプロジェクトの終了または実施不能

22.1 資金提供期間中、基金は受給者の申請に基づき以下の状況でプロジェクトの**終了**を承認することがあります。これにより第23.1条の適用が妨げられることはありません：

22.1.1 不可抗力または基金が受給者に帰責しない理由により、プロジェクトが資金提供期間内に完了できないと予想される場合。

22.1.2 受給者は受け取ったすべての資金を返還することを約束します。

22.2 第22.1.1条に記載された状況が基金によって承認された場合、受給者は基金が指定した期間内に**概要報告書**を提出してケースクローズ手続きを完了しなければなりません。

22.3 第22.1.2条に記載された状況が基金によって承認された場合、受給者は承認通知を受け取った日から **30 日以内に受け取ったすべての資金を返還**しなければなりません。それ以外の場合、基金は強制的な回収を行い、返還期間終了後**2 年間**、受給者の資金申請を拒否します。

22.4 第22.1条に記載された申請が承認されない場合、受給者はプロジェクトの実施を続けなければならない、そうしない場合、基金は助成金を取り消すことがあります。

22.5 資金提供期間が終了し、受給者が不可抗力または基金によって受給者に帰責しない理由でプロジェクトを完了できなかった場合、基金はケースクローズ手続きを実施しなければなりません。理由が基金によって確認されない場合、基金は助成金を取り消すことができます。

22.6 上記以外の理由でプロジェクトが完了しなかった場合、基金は助成金を取り消すことができます。

23 助成金の取り消し

23.1 助成金取り消しが必要な状況：

- 23.1.1 受給者が虚偽の声明を行い、虚偽の情報を提供したり、その他の不法手段で資金を取得した場合。
- 23.1.2 受給者が助成決定で指定された目的以外で資金を使用した場合。
- 23.1.3 受給者が資金提供された活動やプロジェクトを慎重かつ合理的に計画・組織する義務に違反し、参加者や公共の利益、特に公共の安全や社会秩序に重大なリスクや損害をもたらした場合。
- 23.1.4 受給者が国家安全保障を危険にさらす活動、公序良俗に反する活動を行った場合。
- 23.1.5 受給者がマカオ特別行政区政府および文化発展基金のイメージや評判を損なう活動を行った場合。
- 23.1.6 第13.1.11条および13.1.12条に記載された状況。
- 23.1.7 受給者が第1条（支援の目的）、第3条（支援範囲）、第4条（支援要件）、第5条（申請資格と支援対象者）の要件を満たさなくなり、基金が指定した期間内に不適切な状況を是正しなかった場合。
- 23.1.8 本規則で規定されたその他の状況で助成金の取り消しが必要とされる場合。

23.2 助成金取り消しが可能な状況：

- 23.2.1 プロジェクトの審査結果が主要な目的から逸脱している場合。
- 23.2.2 第16.2条に記載された変更の申請が承認されず、受給者が変更内容を実施し続けた場合。
- 23.2.3 第17.8条に記載された状況。
- 23.2.4 第13.1.15条に記載された状況。
- 23.2.5 第22.4条から22.6条に記載された状況。
- 23.2.6 本規則のその他の規定に違反した場合。

23.3 助成金取り消しの結果：

- 23.3.1 受給者は、取り消し通知を受け取った日から**30日以内**に受け取ったすべての資金を返還しなければなりません。
- 23.3.2 第 23.1 条の状況が適用される場合、基金は受給者の資金申請を取り消し通知を受け取った日から**2年間**拒否しなければなりません。
- 23.3.3 第 23.2 条の状況が適用される場合、基金は受給者の資金申請を取り消し通知を受け取った日から**2年間**拒否する罰則を科すことができます。

23.4 条に規定する金額を返済しなかった場合の結果：

- 23.4.1 受給者が指定された期間内に資金を返還せず、十分な書面による正当な理由を提供しない場合、財務サービス局の税務執行部門が強制的な回収を行います。

24 報告書および関連書類の遅延提出による資金減額

- 24.1 受給者が報告書や関連書類を遅れて提出した場合、基金は以下の資金減額を課すことがあります：

状況	補助金の控除
プロジェクト進捗報告書、概要報告書、または合意された手続き報告書および関連書類を遅れて提出（延長が承認されたものを除く）	- 資金減額： - 発生回数に応じて、プロジェクトの補助金は以下の対応する割合で差し引かれます： 1回目：5%減額 2回目：10%減額 3回以上：15%減額 - 上記の資金減額は、記事9で言及された支援調整と累積的に計算

	されます。減額後の資金額は以下のように計算されます：減額後の資金額 = 承認された資金額 × (1 - A) × (1 - B) 注： Aは記事9で言及された支援調整比率です。 Bは遅延提出による資金減額比率です。
--	---

25 書面による警告

- 25.1 受給者が本規則、特に記事21で述べられた**受給者の義務**に違反した場合、基金は**書面による警告**を発行することがあります。

26 その他

- 26.1 基金は支援プロジェクトの資金提供のみを行い、受給者の商業活動や意思決定には関与しません。受給者が行うすべての意思決定、活動、発言は、プロジェクトに関連していない場合でも基金の立場を代表するものではありません。
- 26.2 受給者は、マカオ特別行政区、中国本土、または他の国や地域の法律を遵守しなければなりません。受給者がマカオ特別行政区、中国本土、または他の国や地域の法律に違反する活動や意思決定を行い、民事、刑事、または行政上の責任を負う場合、受給者がその責任を負わなければなりません。
- 26.3 受給者は、プロジェクトに必要なすべてのライセンスおよび許可を取得するために関連部門（マカオ特別行政区および国外を含む）に申請しなければなりません。
- 26.4 このプログラムに参加することにより、申請者は本規則のすべての条項と条件を理解し、異議なく遵守することに同意したものとみなされます。
- 26.5 本規則に記載のない事項については、マカオ特別行政区の適用される現行法および規則、特に 40/2021 号行政規則「文化発展

基金の組織と運営」、18/2022 号行政規則「マカオ特別行政区の公共資金システム」、5/2023 号社会文化問題事務局令「文化發展基金による助成金付与規則」、および文化發展基金による資金提供に関するその他の関連規定に従います。

26.6 基金は、本規則に関する最終的な解释权と意思決定権を有します。

26.7 問い合わせ方法

電話番号：2850 1000

ファックス：2850 1010

電子メール：dgaf@fdc.gov.mo